

佐渡市耐震改修促進計画

令和 5 年 3 月改訂版

佐 渡 市

目 次

第1章 総則	1
1 計画の目的	1
2 佐渡市耐震改修促進計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 耐震基準の変遷	3
6 建築物の耐震改修の促進に関する法律	5
第2章 市内における地震の危険性	7
1 市内における最近の地震被害	7
2 県内における最近の地震被害	9
3 市内で過去に発生したその他の地震被害（マグニチュード6以上）	13
4 市周辺の活断層	14
5 市で想定される地震の規模と被害状況	15
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	21
1 耐震化の現状	21
2 耐震化の目標	24
第4章 住宅及び特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	29
1 耐震診断及び耐震改修の基本方針	29
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	30
3 その他の地震対策	32
4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	34
第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び 知識の普及について	36
1 地震防災マップの活用	36
2 情報提供の充実	36
3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	36
4 町内会・自主防災組織等との連携	36
第6章 耐震診断及び耐震改修の法による指導等	37
1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携	37
第7章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	38
1 新潟県耐震改修促進協議会への参加	38
附則	39

【参考資料】

- 資料1 耐震改修の促進に関する関係法令等
- 資料2 特定建築物の分類等
- 資料3 建築物の安全性に関する認定制度

第1章 総 則

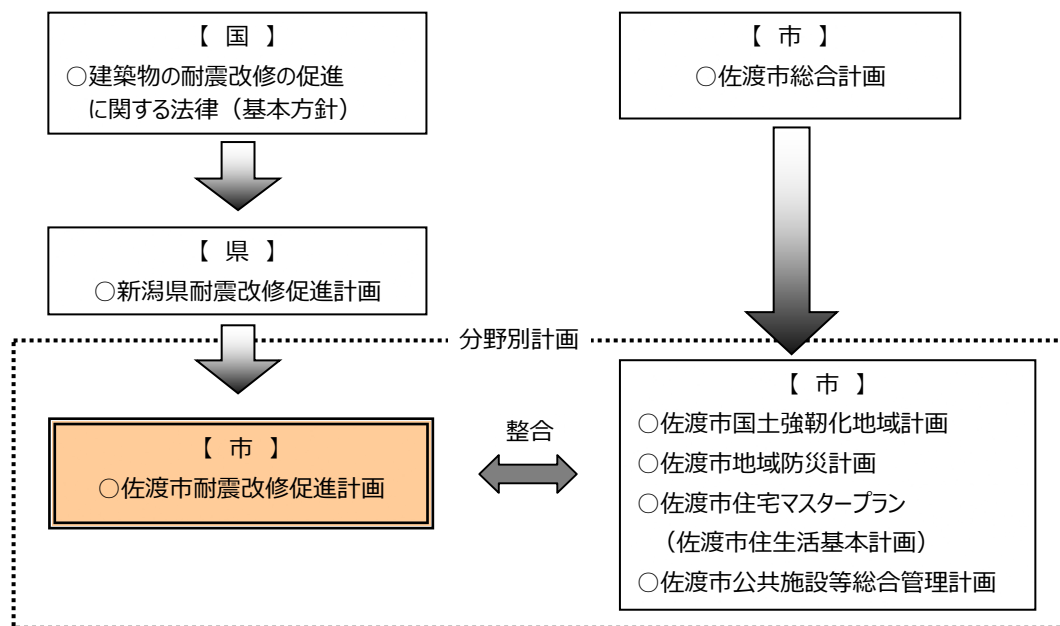
1 計画の目的

佐渡市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的とします。

2 佐渡市耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、平成25年11月25日に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、法第4条の規定により、国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び新潟県耐震改修促進計画（以下、「県計画」という。）を勘案するとともに、本市における最上位計画である佐渡市総合計画、佐渡市国土強靱化地域計画、佐渡市地域防災計画、佐渡市住宅マスタープラン（佐渡市住生活基本計画）及び佐渡市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

図 1.1 佐渡市耐震改修促進計画の位置づけ



「佐渡市総合計画」

：総合的かつ計画的な市政運営を図るための本市における最上位計画

「佐渡市国土強靱化地域計画」

：災害発生後の対策をはじめ、予防・平時の備えを含む防災対策の強化を図り
強靱な地域づくりのための計画

「佐渡市地域防災計画」

：災害対策基本法に基づく防災上の総合的な計画

「佐渡市住宅マスタープラン（佐渡市住生活基本計画）」

：地域の実情をふまえ、住宅・住環境政策を推進するための方向性を定める計画

「佐渡市公共施設等総合管理計画」

：市が所有する公共施設等の現状の把握、維持及び更新について基本的な方針を定める計画

3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び県計画と同様に、令和7年度までとします。

ただし、施策の基礎資料となる新たな統計調査の実施や社会情勢の変化等に対応を図るため、定期的に検証を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

4 計画の対象

本計画の対象地域は市内全域とし、耐震改修の対象建築物は、昭和56年に導入された現行の耐震基準（※1）を満たさない「旧耐震基準」に基づいて設計されたものとします。

また、公共建築物については、各々の施設設置者による計画に基づき耐震改修が進められるものであり、本耐震改修計画においては、民間建築物及び市有建築物について対象とします。

加えて、通学路等における、倒壊等の危険性があるブロック塀等についても対象とします。

※1 「現行の耐震基準」

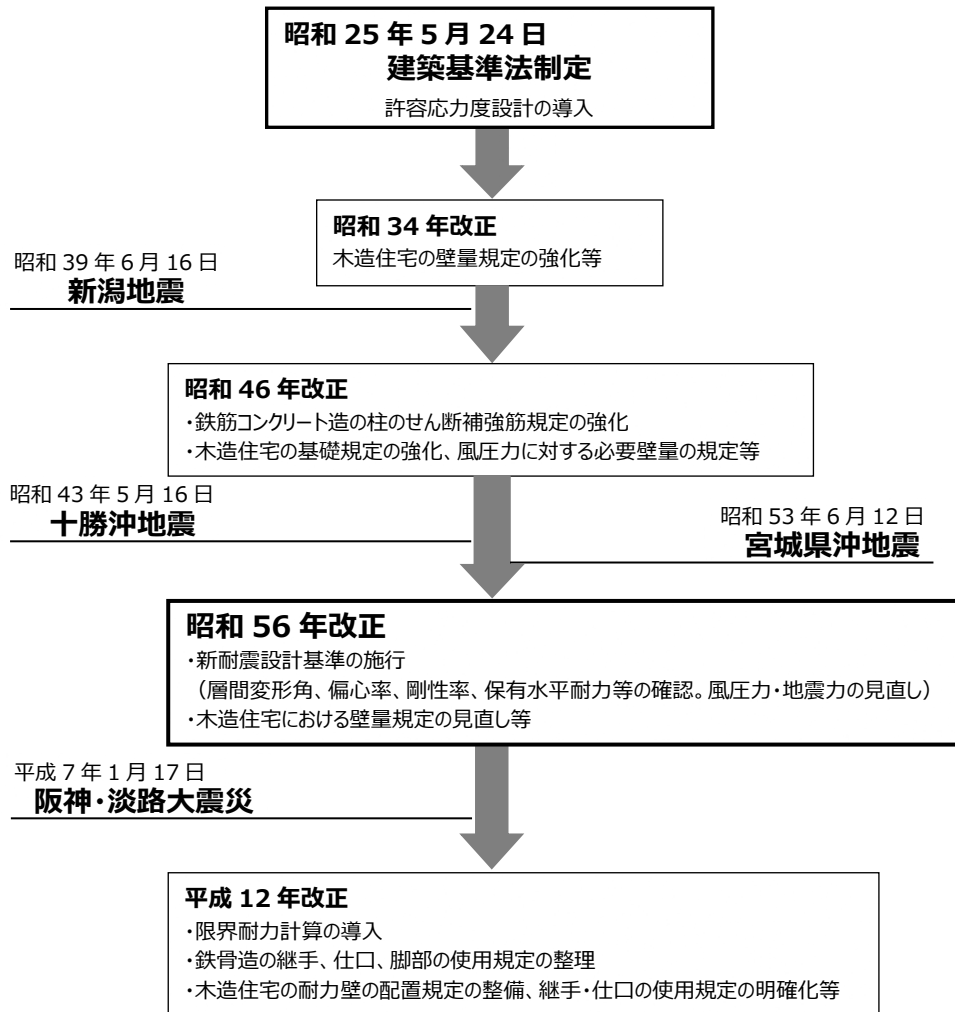
中規模の地震（震度5強程度）に対してほとんど損傷を受けず、大規模地震（震度6強から震度7程度）に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。昭和56年の改正建築基準法の施行を境に「旧耐震基準」と「新耐震基準」に大別されます。

5 耐震基準の変遷

昭和56年に導入された現行の耐震基準は、中規模の地震動（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震動（震度6強から震度7に至る程度）に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

この耐震基準は、「旧耐震基準」と「新耐震基準」に大別されます。

図1.2 建築基準法の構造関係規定の主な変遷

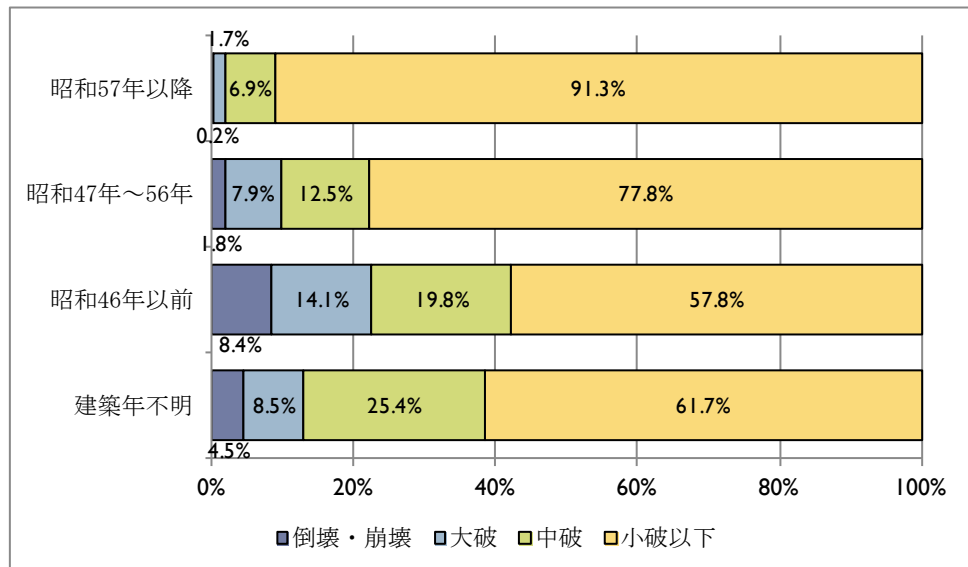


【住宅の被害状況】

阪神・淡路大震災における建築年代別の被災状況を見ると、旧耐震基準の建築物の被害は大きく、その中でも特に昭和46年以前の被害が大きいことが分かります。

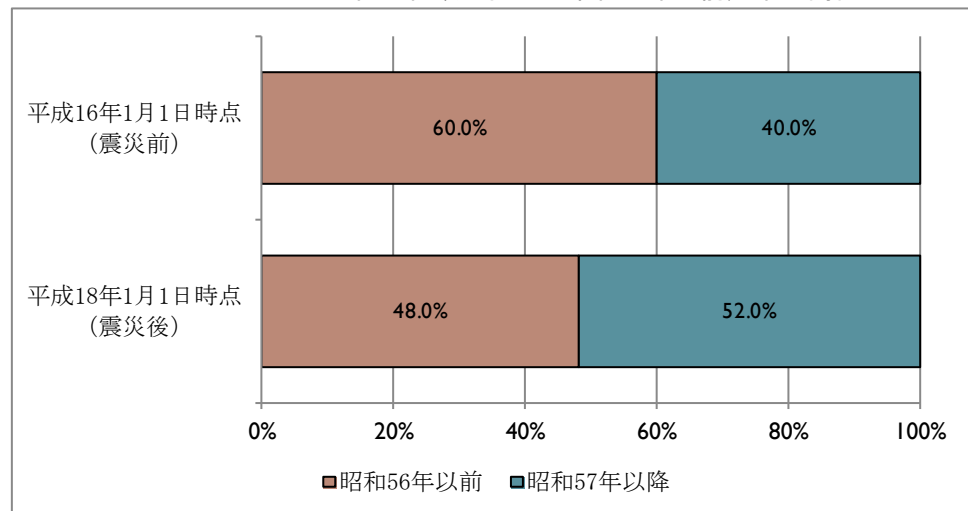
中越大震災の震源付近とされる旧川口町においても、震災の後では住宅総数に占める昭和56年以前に建築された住宅の割合が大きく減少しています。

図1.3 阪神・淡路大震災における建築物の被災状況（年代区分別）



出典：平成7年兵庫県南部地震被害調査報告書

図1.4 旧川口町の住宅総数に占める昭和56年以前建築の割合



資料：旧川口町

6 建築物の耐震改修の促進に関する法律

耐震改修促進法は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓に、建築物の地震に対する安全性を確保するため、建築物の耐震改修を促進することを目的に平成7年10月に制定され、平成17年11月の改正で都道府県における耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

その後、南海トラフの巨大地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を強力に促進すべく、平成25年5月に再度改正され、全ての建築物について耐震診断・耐震改修が努力義務化されるなど、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。

さらに、平成30年6月に発生した大阪府北部地震での被害などを踏まえ、平成30年11月に耐震改修促進法施行令が改正され、避難路等沿道のブロック塀等について取組みが強化されました。

図1.5 耐震改修促進法の変遷

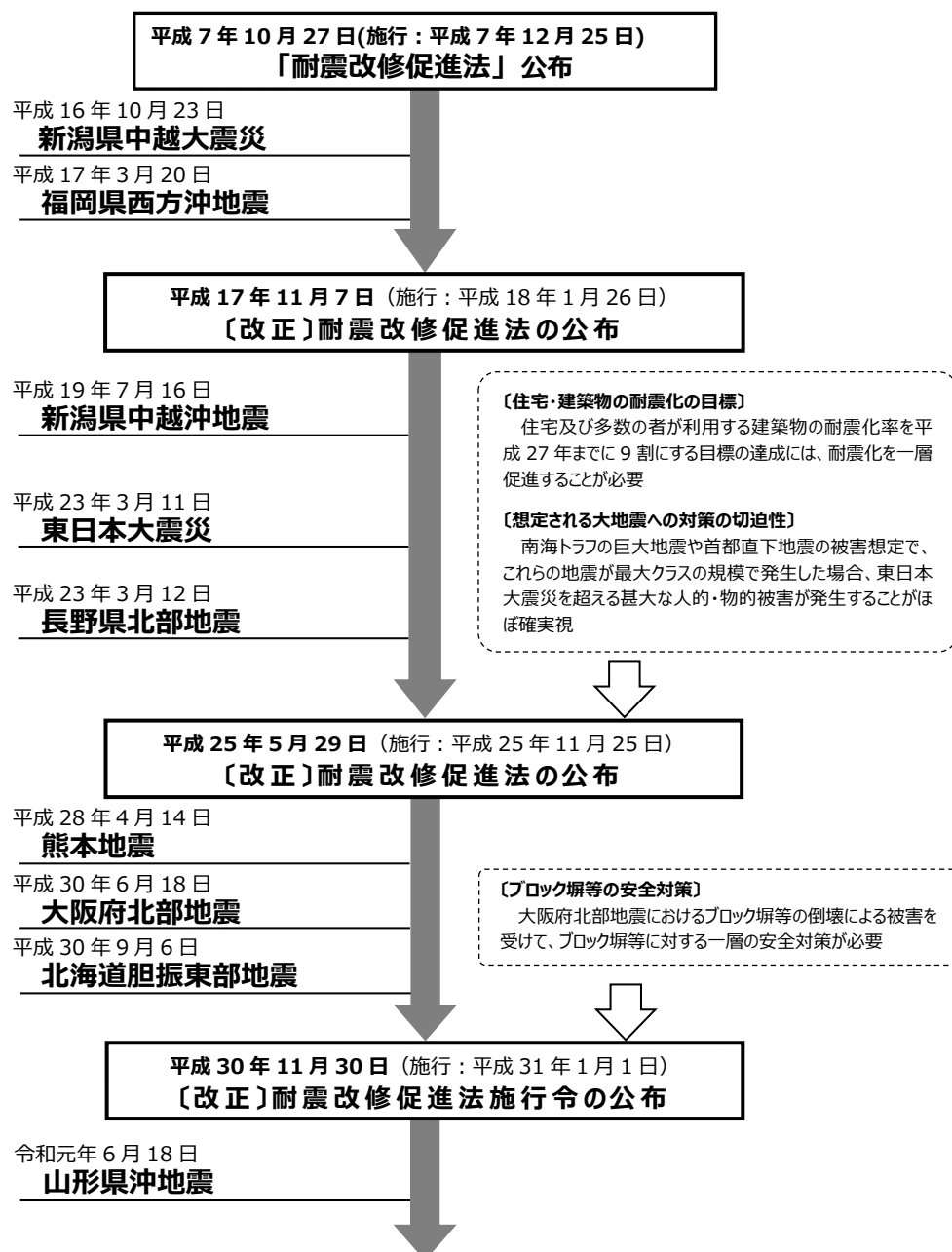


図 1.6 耐震改修促進法の概要

① 建築物の耐震化の促進のための規制

耐震診断・改修の努力義務	全ての既存耐震不適格建築物
耐震診断の義務対象	要緊急安全確認大規模建築物
	〔法律による義務付け（法附則第 3 条）〕 ・ 不特定多数の者が利用する建築物（病院、劇場、集会場、展示物、百貨店等） ・ 避難弱者が利用する建築物（小学校、老人ホーム等） ・ 危険物貯蔵場・処理場（火薬類などを取り扱う工場等） H27 年度末までに耐震診断結果を所管行政庁に報告
	要安全確認計画記載建築物
	〔県計画による義務付け（法第 5 条）〕 ・ 県の耐震改修促進計画で指定する市町村の区域を超える避難路等の沿道建築物 ・ 県の耐震改修促進計画で指定する避難所等 県が指定する期限までに耐震診断結果を所管行政庁に報告
	〔市町村計画による義務付け（法第 6 条）〕 ・ 市町村の耐震改修促進計画で指定する避難路等の沿道建築物 市町村が指定する期限までに耐震診断結果を所管行政庁に報告

② 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

〔耐震改修促進計画の認定〕

- ・ 地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままで可とする特例
- ・ 耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

〔区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定〕

- ・ 大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和（区分所有法の特例：3/4 → 過半数）

〔耐震性に係る表示制度〕

- ・ 耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示

③ 法律に基づく基本方針

〔住宅の耐震化率目標〕

- ・ 令和 12 年までに耐震性の不足する住宅の概ね解消

〔建築物の耐震化率目標〕

- ・ 令和 7 年までに耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消

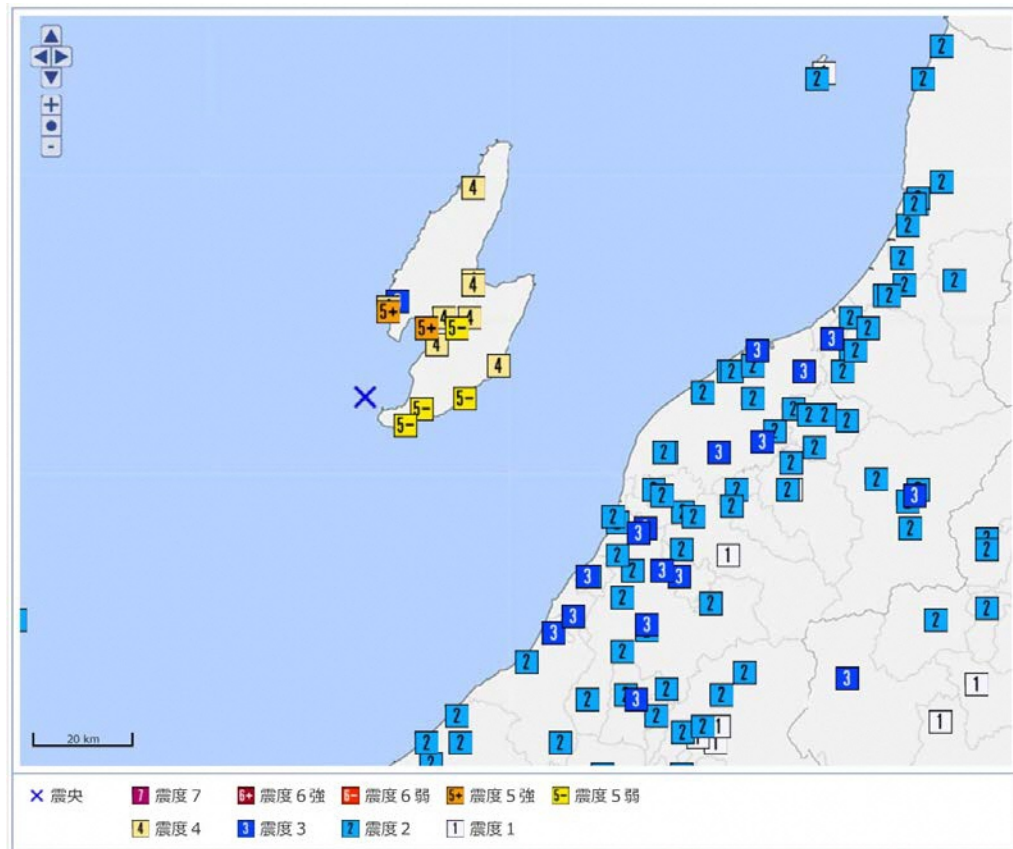
第2章 市内における地震の危険性

1 市内における最近の地震被害

(1) 佐渡付近の地震の発生（平成24年）

平成24年2月8日21時01分頃に佐渡付近を震源とした地震が発生しました。市内では最大震度5強を記録し、市内一円でガラスの破損、壁に亀裂が発生するなど、建物への破損が16件発生したほか、佐和田地区の約3,400世帯で断水するなど、上水道の被害が生じました。

図2.1 佐渡付近の地震の震度分布図



地震の発生日時	震央地名	緯度	経度	深さ	M	最大深度
2012/2/8 21:01:37.9	佐渡付近	37° 51.9 'N	138° 10.2 'E	14km	M5.7	5強

震度	観測所名
5 強	佐渡市相川三丁目 佐渡市河原田本町 *
5 弱	佐渡市畑野 * 佐渡市小木町 (旧 2) * 佐渡市羽茂本郷 * 佐渡市赤泊 *
4	佐渡市岩谷口 * 佐渡市両津湊 * 佐渡市松ヶ崎 * 佐渡市千種 * 佐渡市新穂瓜生屋 * 佐渡市真野新町 * 佐渡市両津支所 * 佐渡市相川栄町 *
3	佐渡市相川金山

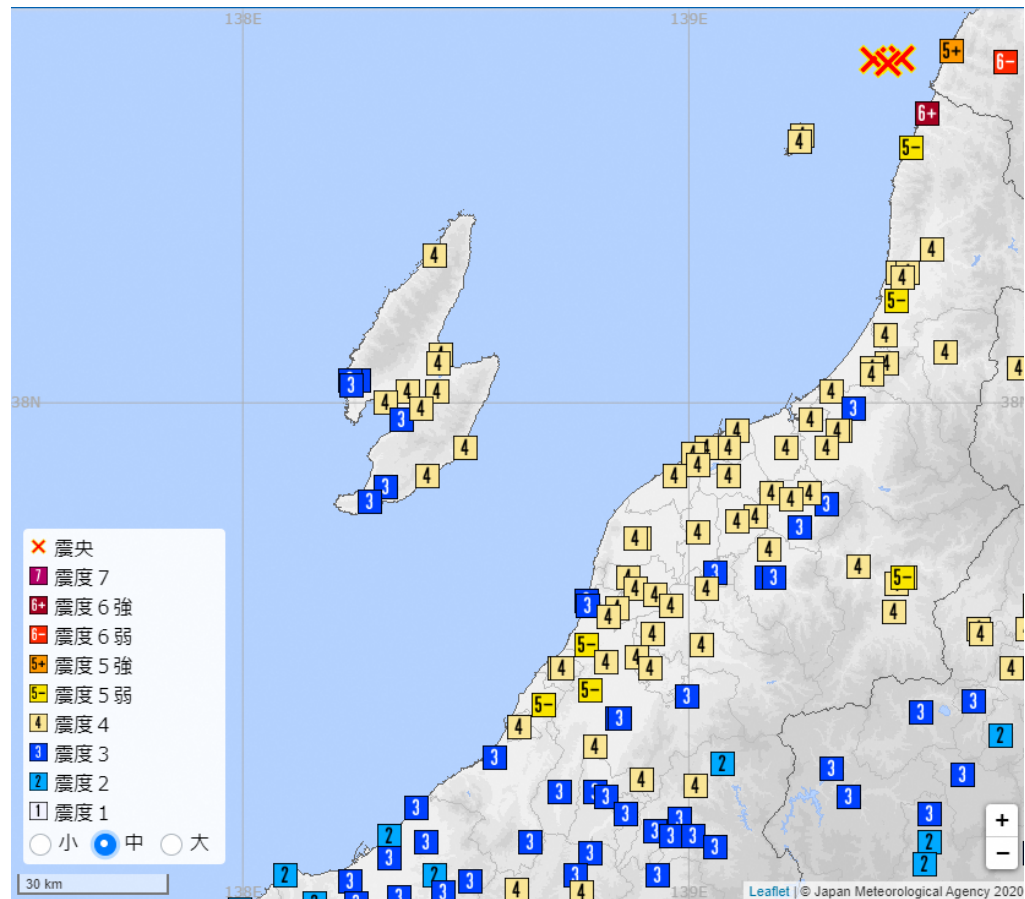
「*」が付いた震度観測点は、地方公共団体または防災科学技術研究所の震度観測点

出典：気象庁資料

(2) 山形県沖地震

令和元年6月18日22時22分頃に山形県沖を震源とする地震が発生しました。市内では震度3、4の揺れに見舞われ、僅少な被害が発生しました。震源に近い村上市府屋では震度6強を記録したほか、県内の広い地域が震度5弱から震度4の強い揺れに見舞われました。

図2.2 山形県沖地震の震度分布図



地震の発生日時	震央地名	緯度	経度	深さ	M	最大震度
2019/6/18 22:22:19.9	山形県沖	38° 36.4 'N	139° 28.7 'E	14km	M6.7	6強

震度	観測所名
4	佐渡市岩谷口 * 佐渡市両津湊 * 佐渡市松ヶ崎 * 佐渡市千種 * 佐渡市河原田本町 * 佐渡市畑野 * 佐渡市赤泊 * 佐渡市両津支所 * 佐渡市新穂瓜生屋 *
3	佐渡市相川金山 佐渡市相川三町目 佐渡市羽茂本郷 * 佐渡市真野新町 * 佐渡市相川栄町 * 佐渡市小木町 *

「*」が付いた震度観測点は、地方公共団体または防災科学技術研究所の震度観測点

出典：気象庁資料

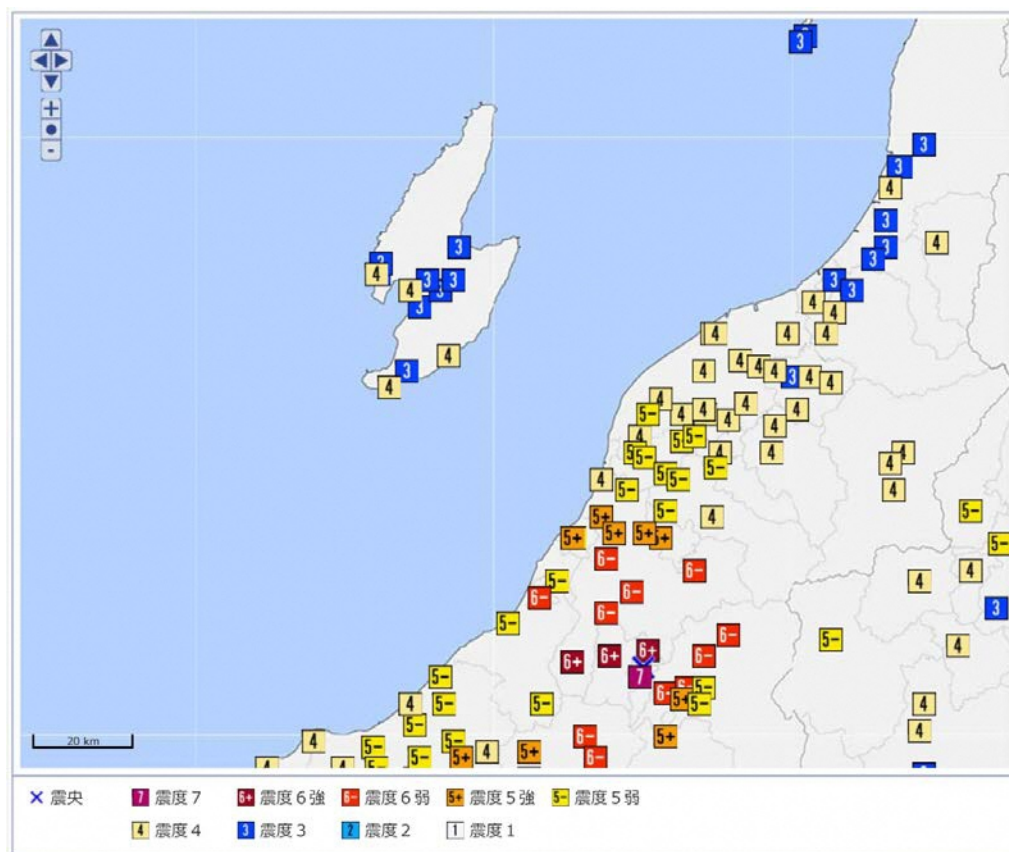
2 県内における最近の地震被害

(1) 新潟県中越大震災

昭和39年の新潟地震からちょうど40年目の年に当たる平成16年の10月23日17時56分頃に中越地方を震源とする新潟県中越地震が発生しました。最大震度7を記録し、震度6強から5弱の強い余震が続いたこともあり、住宅損壊約12万棟、避難者は約10万人となるなどの甚大な被害をもたらしました。

市内では、震度3、4の揺れに見舞われ、相川地区、畑野地区で建物に軽微な被害が発生しました。

図2.3 新潟県中越大震災の震度分布図



地震の発生日時	震央地名	緯度	経度	深さ	M	最大震度
2004/10/23 17:56:00.3	新潟県中越地方	37° 17.5 'N	138° 52.0 'E	13km	M6.8	7

震度	観測所名
4	佐渡市相川三町目(旧) 佐渡市河原田本町* 佐渡市小木町(旧2)* 佐渡市徳和*
3	佐渡市相川金山 佐渡市千種* 佐渡市両津湊(旧)* 佐渡市相川下戸村* 佐渡市新穂瓜生屋* 佐渡市畑野* 佐渡市真野新町(旧)* 佐渡市羽茂本郷*

「*」が付いた震度観測点は、地方公共団体または防災科学技術研究所の震度観測点

出典：気象庁資料

中越大震災における人的被害は、死者68人のうち建物等の倒壊に伴う死者が10人を占めました。

また、市町村別に被災世帯割合を推計すると、10市町村で世帯の80%以上が被害を受け、特に震源付近の旧川口町と旧山古志村では、全壊が世帯全体の4割以上を占めていました。

表2.1 中越大震災における人的、住家被害総数

	人的被害（人）				住家被害（棟）			
	死者	行方不明者	重傷	軽傷	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
新潟県	68	0	632	4,163	3,175	2,167	11,643	104,619

出典：新潟県防災局危機対策課調べ（H21.10.15）

図2.4 市町村別の被害世帯と住家被害割合

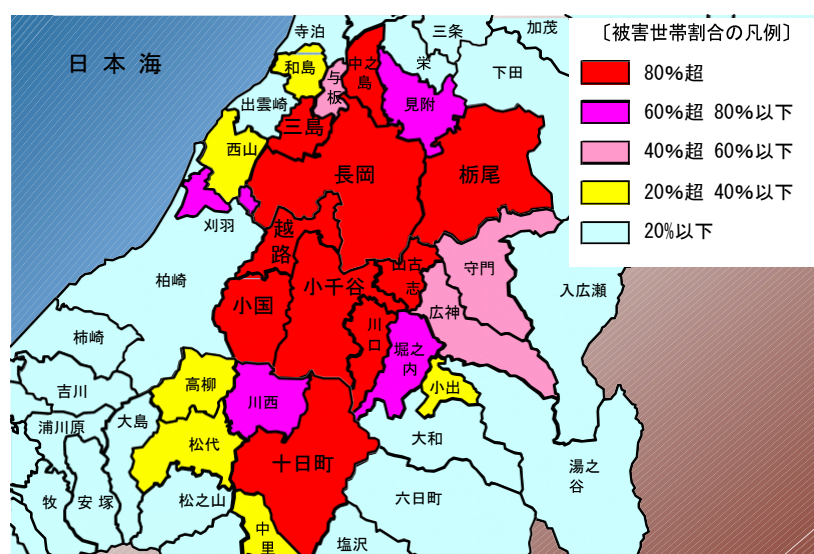
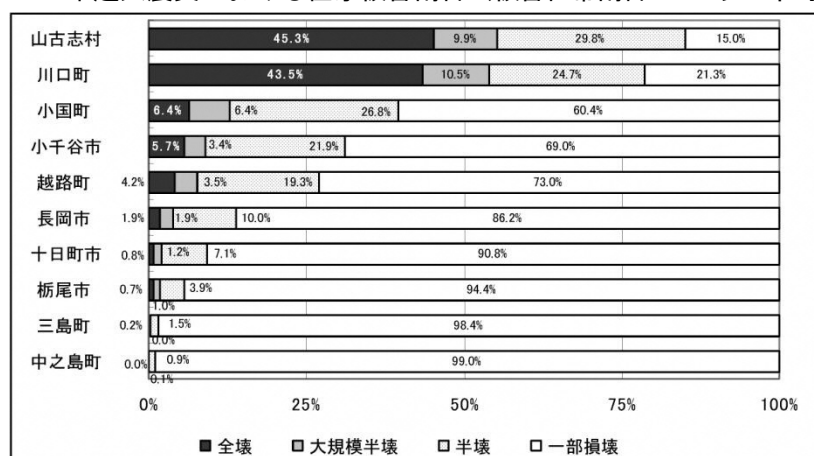


図2.5 中越大震災における住家被害割合（被害世帯割合 80%以上市町村）



※ここでは、震災当時の旧市町村区分で表示

出典：新潟県中越大震災災害対策本部調べ（平成18年9月22日現在）
平成16年10月1日現在世帯数（平成12年国勢調査確定値ベース）

この震災における避難者は、10月26日をピークに約10万人にも達し、多数の人が避難所生活を強いられました。

これには、住宅が全壊又は大規模半壊し、居住が困難となった人に加え、頻発する強い余震のため、多くの住民が家に入ることを恐怖と感じ、散乱した家具等の後かたづけに着手できなかったため避難所にとどまったことが理由の一つに挙げられます。

一方で、予め避難所として指定されていた施設の中には被災して使えない施設もあり、避難所の絶対数が不足したことや、プライバシーの確保などの点から、車中泊やテント生活など、従来の公設避難所での避難生活と異なる避難形態が見られたことは中越大震災の大きな特色でした。

避難所の様子



出典：防災情報新聞

家具が散乱している様子



出典：長岡市「まちなか考房」

河川敷に張られた避難者用の自衛隊仮設テント

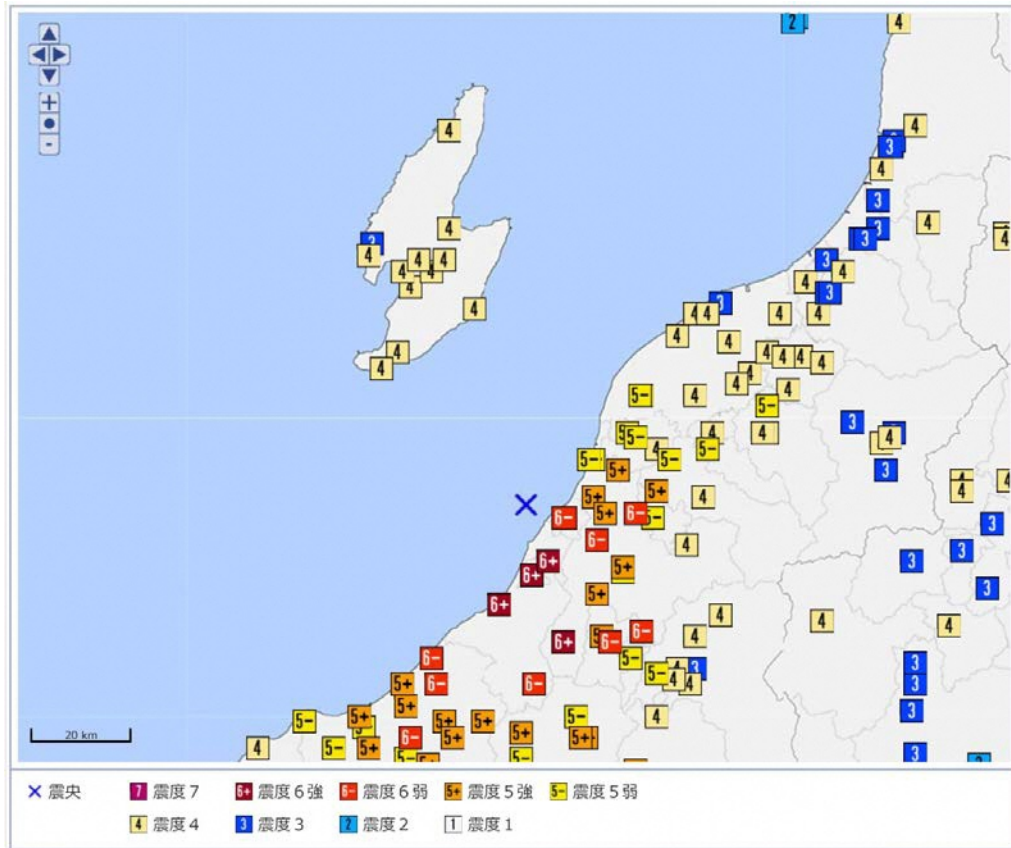


出典：一般財団法人消防防災科学センター

(2) 新潟県中越沖地震の発生

中越大震災から3年が経過しようとしていた平成19年7月16日10時13分頃に上中越沖を震源として発生した新潟県中越沖地震は、長岡市、柏崎市及び刈羽村で震度6強を記録したほか、県内の広い地域が震度5強から震度4の強い揺れに見舞われました。市内でも震度3、4の揺れがありましたが、目立った被害はありませんでした。

図2.6 中越沖地震の震度分布図



地震の発生日時	震央地名	緯度	経度	深さ	M	最大震度
2007/07/16 10:13:22.5	新潟県上中越沖	37° 33.4' N	138° 36.5' E	17km	M6.8	6強

震度	観測所名
4	佐渡市相川三町目(旧) 佐渡市岩谷口* 佐渡市両津湊* 佐渡市松ヶ崎* 佐渡市千種* 佐渡市河田本町* 佐渡市新穂瓜生屋* 佐渡市畑野* 佐渡市真野新町(旧)* 佐渡市小木町(旧2)* 佐渡市羽茂本郷*
3	佐渡市相川金山

「*」が付いた震度観測点は、地方公共団体または防災科学技術研究所の震度観測点

出典：気象庁資料

表2.2 中越沖地震における人的、住家被害総数

	人的被害				住家被害（棟）			
	死者	行方不明者	死者	軽者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
新潟県	15	0	324	1,992	1,331	856	4,854	37,277

出典：新潟県防災局危機対策課調べ（平成25年4月1日）

3 市内で過去に発生したその他の地震被害（マグニチュード6以上）

本市では、過去にたびたび強い地震による被害に見舞われてきました。本市に被害をもたらした地震としては、次の地震が挙げられます。

表2.3 市内で過去に発生した主な地震と被害の状況（享保以降）

発生年月日		地 名	規模 (マグニチュード)	災 害 の 状 況
江戸時代	1729年 (享保14年)	能登・佐渡方面 の地震	6.6～7.0	能登方面での地震とされている。佐渡・与板で強く地震を感じるとあり、潰家および死者ありというも、具体的被害記録は未発見。
	1762年 (宝暦12年)	佐渡方面の地震	7.0	石垣が所々崩れ、家屋破損。銀山道崩れ、死者有。鶴島で津波があり、26戸が流出した。
	1802年 (享和2年)	佐渡方面の地震	6.5～7.0	佐渡西南海岸（沢崎～赤泊間）は隆起した。小木では2m隆起し、約120mが干潟となった。市内全体で焼失328戸、潰家732戸、破損家1,423戸、死者19名であった。
明治時代	1911年 (明治44年)	佐渡沖	6.6	強震域は佐渡南部、越後海岸であった。
	1964年 (昭和39年)	粟島付近	7.5	新潟地震 震度は、新潟県ではかなり広い地域が震度5という強震に見舞われた。村上市では一部で震度6に匹敵するところがあったとされる。県内のほとんどで被害が発生したが、特に被害が激しかったのは、山形県境から村上市を含む岩船地域と新潟市を中心とする北蒲原、西蒲原地方であり、液状化現象、浸水害、火災などが起こった。 死者14人、負傷者316人、全壊3,277、半壊10,966世帯であり、12件の出火が発生し402棟が焼失した。また、山崩れや、道路、港湾、漁港施設、河川堤防、ライフライン施設などに被害を生じた。 市内では、両津で2.0mの津波が発生し、旧両津市で400戸近くが浸水した。

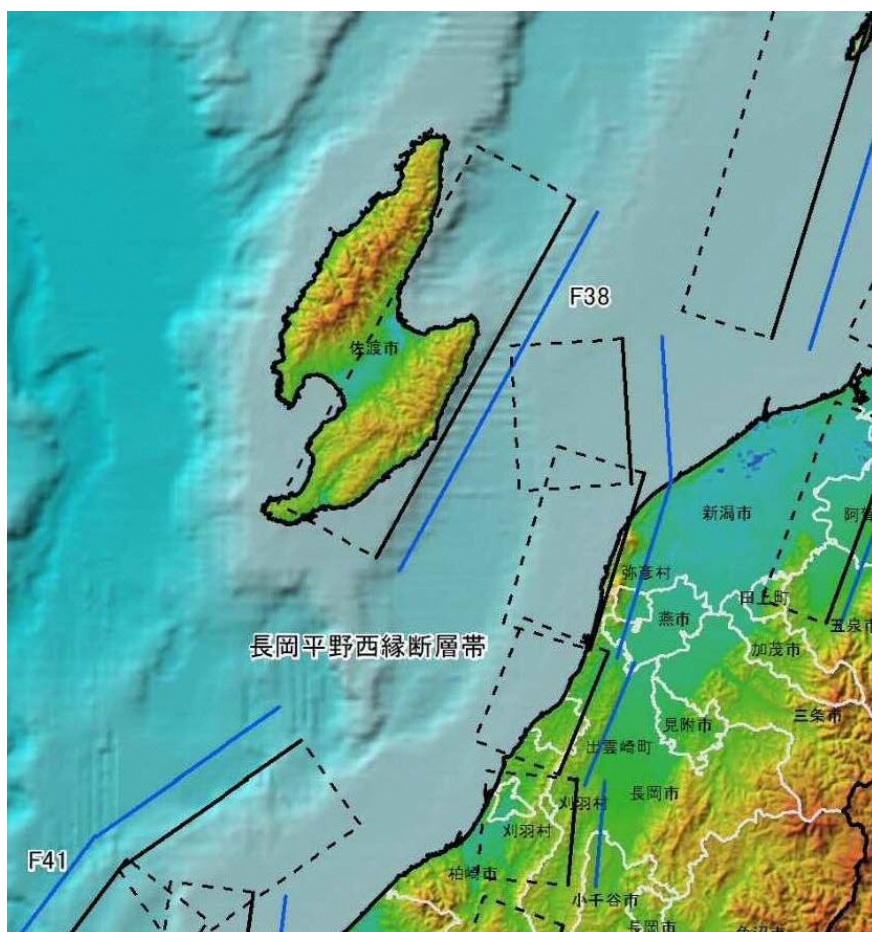
出典：新潟県地震被害想定調査報告書（令和4年3月）、
地域防災計画（震災対策編）（令和4年3月）に一部加筆

4 市周辺の活断層

国の地震調査研究推進本部が社会的、経済的に大きな影響を与えると考え調査を行った全国の114の主要活断層帯のうち、県内には6つの断層帯があります。

また、国が設置した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が津波を発生させるものとして公表している60断層モデルには、本県に与える影響が大きい7断層モデルが存在しています。本市直近のものとしては、F38（越佐海峡）と長岡平野西縁断層帯があります。

図2.7 本市周辺の調査対象活断層の位置図



出典：新潟県地震被害想定調査報告書（令和4年3月）

表2.4 本市周辺の活断層長期評価

断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	国内の主要活断層 における相対的評価	地震発生確率 (今後30年以内)	平均活動間隔
				最新活動時期
長岡平野西縁断層帯	8.0程度	Aランク	2%以下	約1,200年～3,700年
				13世紀以後

※地震発生確率の算定基準は、令和5年1月1日

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記

出典：地震調査研究推進本部調査資料（令和5年1月）

※F38の長期評価は、地震調査研究推進本部の調査が進んでいないためデータ無し

5 市で想定される地震の規模と被害状況

東日本大震災を始めとした近年発生した地震を教訓として、学術的な想定技術の進歩や新たな知見の蓄積等を踏まえ、県は平成9年以来の見直しとなる、新潟県地震被害想定調査（調査期間：令和元年6月～令和4年3月）を実施しました。

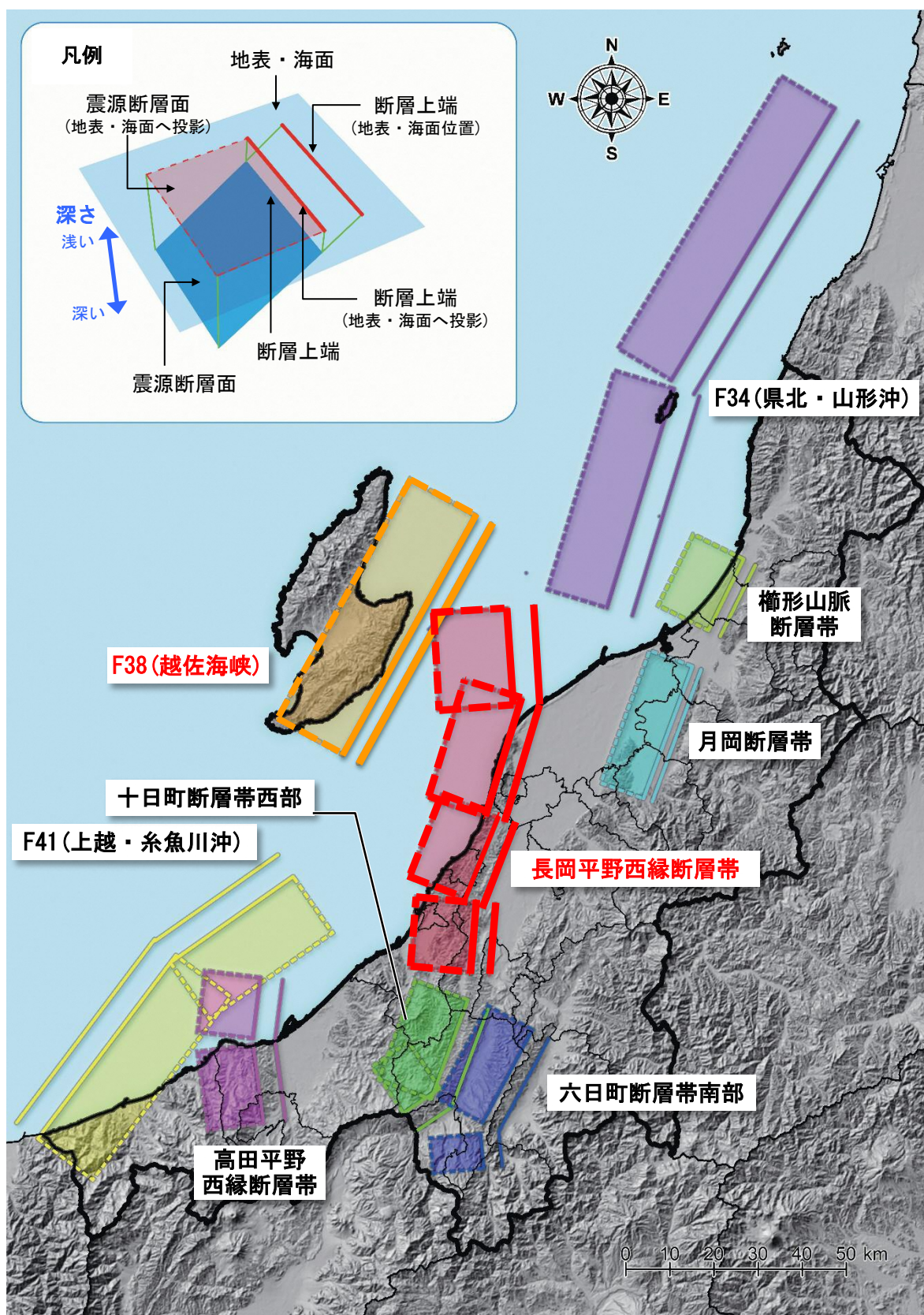
同報告書による本市における人的・物的被害の概要は次のとおりです。

(1) 想定地震

「新潟県地震被害想定調査報告書」では、県内で過去に被害をもたらした地震、活断層の分布状況及び現時点の科学的知見を踏まえた上で、県内主要都市の被害が甚大になると考えられる9つの地震が想定されています。

なお、想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、近い将来、これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではありません。

図2.8 想定地震位置図



出典：新潟県地震被害想定調査報告書（令和4年3月）（別添）
「防災への備え」パンフレットより抜粋（一部加筆）

表2.5 想定地震の規模

震源諸元 想定地震		走向	傾斜度	長さ (km)	幅 (km)	上端深さ※ (km)	MW	発生確率
海域の地震	F34（県北・山形沖）	211.0	45.0	71.9	19.7	6.0	7.71	—
		197.0	45.0	52.0	19.7	6.0	7.71	
	F38（越佐海峡）	209.0	45.0	62.6	23.6	4.0	7.46	—
	F41（上越・糸魚川沖）	37.0	45.0	51.5	22.7	6.0	7.60	—
		55.0	45.0	34.1	22.7	6.0	7.60	
内陸の地震	櫛形山脈断層帯	206.3	45.0	18.0	18.0	3.0	6.40	ほぼ0.3～5%
	月岡断層帯	200.3	55.0	32.0	18.0	3.0	6.80	ほぼ0～1%
	長岡平野西縁断層帯	176.5	45.0	22.0	24.0	6.0	7.50	2%以下
		202.0	55.0	20.0	24.0	6.0	7.50	
		185.0	55.0	16.0	24.0	6.0	7.50	
		197.0	55.0	28.0	24.0	6.0	7.50	
	十日町断層帯西部	200.3	45.0	24.0	18.0	5.0	6.80	3%以上
		236.0	45.0	10.0	18.0	5.0	6.80	
	高田平野西縁断層帯	187.0	45.0	14.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0%
		172.5	45.0	18.0	18.0	5.0	6.80	
	六日町断層帯南部	208.2	50.0	24.0	18.0	5.0	6.80	ほぼ0～0.01%
		174.5	50.0	8.0	18.0	5.0	6.80	

※断層上端から地表面までの距離

(2) 想定震度

F38（越佐海峡）の地震で震度が最も高く、国仲から小佐渡において、最大で震度7が想定されています。

表2.6 想定地震の最大震度（佐渡市域）

震度分布図		
F34（県北・山形沖）	F38（越佐海峡）	F41（上越・糸魚川沖）
最大震度：6弱	最大震度：7	最大震度：6強
楡形山脈断層帯	月岡断層帯	長岡平野西縁断層帯
最大震度：4	最大震度：5強	最大震度：6強
十日町断層帯西部	高田平野西縁断層帯	六日町断層帯南部
最大震度：5強	最大震度：5強	最大震度：5弱

出典：新潟県地震被害想定調査報告書（令和4年3月）（別添）
「防災への備え」パンフレットより抜粋（一部加筆）

(3) 想定結果（市内における被害想定）

ア. 建物被害棟数

F38（越佐海峡）の地震で被害棟数が最も多く、揺れによる被害では、全壊が30,910棟、半壊が15,341棟、液状化による被害では、全壊が77棟、大規模半壊が844棟、半壊が1,526棟、津波による被害では、全壊が666棟、半壊が580棟、床上浸水が286棟、床下浸水が159棟と想定されています。

表2.7 想定地震別の建物被害予測

建物被害 棟数想定 想定地震	揺れ		液状化				津波			
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	大規模 半壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	床上 浸水 (棟)	床下 浸水 (棟)
F38（越佐海峡）	30,910	15,341	77	2,370	844	1,526	666	580	286	159
長岡平野西縁断層帯	1,773	7,446	44	1,646	587	1,060	39	556	231	517

出典：新潟県地震被害想定調査報告書（令和4年3月）より抜粋

イ. 出火・延焼被害

F38（越佐海峡）の地震で被害棟数が最も多く、全出火が74件、炎上出火が57件、焼失棟数が3,323棟と想定されています。

表2.8 想定地震別の出火・延焼被害予測

出火・延焼被害 想定地震	全出火 (件)	炎上出火 (件)	焼失棟数 (棟)
F38（越佐海峡）	74	57	3,323
長岡平野西縁断層帯	5	3	64

出典：新潟県地震被害想定調査報告書（令和4年3月）より抜粋

ウ. 建物倒壊、地震火災による人的被害

F38（越佐海峡）の地震で被害棟数が最も多く、建物倒壊による人的被害では、死者が2,056人、負傷者が8,522人、重傷者が3,174人、軽傷者が5,348人、また地震火災による人的被害では、死者3人、負傷者8人、重傷者2人、軽傷者が6人と想定されています。

表2.9 想定地震別建物倒壊、地震火災による人的被害予測

人的被害 想定地震	建物倒壊								地震火災			
	死者数		負傷者		重傷者		軽傷者		死者数 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)	軽傷者 (人)
	(人)	屋内※ (人)	(人)	屋内※ (人)	(人)	屋内※ (人)	(人)	屋内※ (人)				
F38（越佐海峡）	2,056	3	8,522	82	3,174	15	5,348	67	3	8	2	6
長岡平野西縁断層帯	118	0	1,668	25	181	4	1,486	21	0	0	0	0

※1 「屋内」：「屋内収容物移動・転倒、屋内落下物」の値

出典：新潟県地震被害想定調査報告書（令和4年3月）より抜粋

エ. 津波による人的被害

F38（越佐海峡）の地震で津波による人的被害が最も多く、死者が150人、負傷者が2,795人、重傷者が970人、軽傷者が1,825人と想定されています。

表2.10 想定地震別津波による人的被害予測

想定地震	津波				津波に伴う 要救助者 (人)
	死者数 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)	軽傷者 (人)	
F38（越佐海峡）	150	2,795	970	1,825	0
長岡平野西縁断層帯	21	543	188	355	0

出典：新潟県地震被害想定調査報告書（令和4年3月）より抜粋

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状と課題

住宅・土地統計調査（※2）をもとに推計した、令和2年度末の本市の住宅総数（居住世帯あり（※3））は約21,570戸です。そのうち、耐震性のある住宅は約14,920戸とされ、耐震化率は約69%になります。これは令和2年度末の耐震化目標76%以上に至っておらず、国・県についても同様に、目標を達成しない状況です（国：目標95%・現状約89%、県：目標87%・現状約85%）。

目標達成に至らない原因としては、耐震化に要する所有者の費用負担が大きいこと、所有者の高齢化で耐震化の意欲が高まらないことなどが考えられます。

表 3.1 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化率	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
新潟県	71%	76%	80%	85%
佐渡市	53%※	61%	62%	69%

※平成15年度佐渡市の耐震化率は、合併前の調査資料が揃わないため旧両津市の算定値

【耐震化率の推計方法】

建築物の耐震化率は、「耐震性ありの建築物」の棟数を「全建築物」の棟数で除した割合を用いています。

「耐震性ありの建築物」は、新耐震基準で建築されたものに、旧耐震基準で建築された建築物のうち耐震改修済みのものと耐震診断の結果で耐震性ありと見込まれるものとを合計したものです。

なお、本計画での住宅の耐震化率の推計は、総務省統計局が行う住宅・土地統計調査の居住世帯あり（※3）の住宅を対象とし、昭和56年5月31日以前に建築された住宅（下図B）については、統計区分の関係から昭和55年以前に建築された住宅を用いています。

【耐震化率の算定方法】

$$\text{耐震化率（％）} = \frac{\text{耐震性ありの建築物（棟又は戸）（A + イ + ロ）}}{\text{全建築物（棟又は戸）（A + B）}}$$

昭和56年6月1日以降に 建築された建築物 (新耐震基準) A	耐震改修 済み イ	診断の 結果、 耐震性 あり ロ	昭和56年5月31日 以前に建築された 建築物 (旧耐震基準) B
---	------------------------	-------------------------------------	--

※2 【住宅・土地統計調査】

住宅及び住宅以外で居住する建物や世帯に関する実態等を把握するために行う調査です。この調査は昭和25年以来5年ごとに総務省が実施し、最近では平成30年に調査が行われています。

※3 【居住世帯あり】

空家・別荘・納屋等を除く

(2) 特定建築物（※4）の耐震化の現状と課題

令和2年度末の特定建築物の耐震化率（※5）について、本市は81%です。これは令和2年度末の耐震化目標90%に至っていません。国・県についても同様に、目標を達成しない状況です（国：目標95%・現状約91%、県：目標95%・現状約89%）。特定建築物の内、市有建築物については、これまでの取り組みにより令和2年度末で、対象棟数109棟、耐震化率94%です。

表3.2 特定建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

多数の者が利用する 特定建築物の区分		学校・病院・ 社会福祉施設 等	不特定多数の 住民等が利用 する施設	特定多数の 住民が利用 する施設	その他の 建築物	合 計
具体的な用途		幼稚園、小学校、中学校、病院、診療所、老人ホーム、保育所等	宿泊施設、物品販売業を営む店舗、集会場等	賃貸住宅、寄宿舍、下宿等	事務所、工場、自動車車庫等	
合計（b）		85	71	6	13	175
	耐震性を満たすもの （c=e+g）	83	41	4	13	141
	耐震化率 （d=c/b）	98%	58%	67%	100%	81%
	昭和 57 年以降（e）	64	33	3	10	110
	昭和 56 年以前（f）	21	38	3	3	65
	耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの（g）	19	8	1	3	31
	耐震性がないもの又はないと推測されるもの（h）	2	30	2	0	34

（令和3年3月31日現在）

※4 〔特定建築物〕

以下に掲げる建築物で、現行の耐震関係規定に適合しないもの（法第14条に掲げる特定既存耐震不適格建築物）をいいます。

- ① 学校、体育館、病院、劇場、百貨店など、多数のものが利用する建築物で政令で定める規模以上のもの
- ② 火薬類、石油類等の危険物で政令で定める数量以上のものの貯蔵又は処理の用途に供する建築物
- ③ 地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあるとして政令で定める建築物

※5 〔令和2年度末の特定建築物の耐震化率〕

本市は確定値、国と県は過去の推移からの推計値です。

表3.3 特定建築物（市有建築物）の耐震化の現状

(単位：棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	学校・病院・ 社会福祉施設 等	不特定多数の 住民等が利用 する施設	特定多数の 住民が利用す る施設	その他の 建築物	合 計
具体的な用途	小学校、中学校、病院、 老人ホーム、保育所	宿泊施設、劇場、博物 館、集会場、ごみ処理 施設、体育館	賃貸住宅	庁舎	
合計 (b)	75	17	4	13	109
耐震性を満たすもの (c=e+g)	72	13	4	13	102
耐震化率 (d=c/b)	96%	76%	100%	100%	94%
昭和 57 年以降 (e)	53	9	3	10	75
昭和 56 年以前 (f)	22	8	1	3	34
耐震性を有してい るもの又は有してい ると推測される もの (g)	19	4	1	3	27
耐震性がないもの 又はないと推測さ れるもの (h)	3	4	0	0	7

(令和3年3月31日現在)

2 耐震化の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

国の住宅耐震化の目標（※6）は、住宅の耐震化率を令和12年末までに概ね解消することとしています。新潟県においても、令和12年度全国目標の中間的な目標値として、令和7年までに「93%」としています。

本市では、現状のまま推移すると令和2年度末の耐震化率は約69%と推計され、これまで以上に耐震化を促進し、市民の安心・安全の確保が必要となります。しかしながら、国・県の目標値と本市の推計値では大幅な乖離が生じることから令和7年度末での住宅耐震化率の目標を76%以上とします。

※6 〔国の住宅耐震化の目標〕

令和3年12月に告示された「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、南海トラフ地震防災対策基本計画等を踏まえ、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを全国目標とすることが示されました。

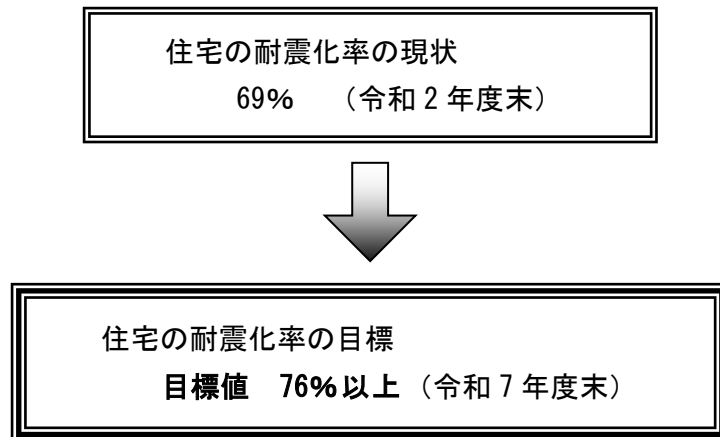
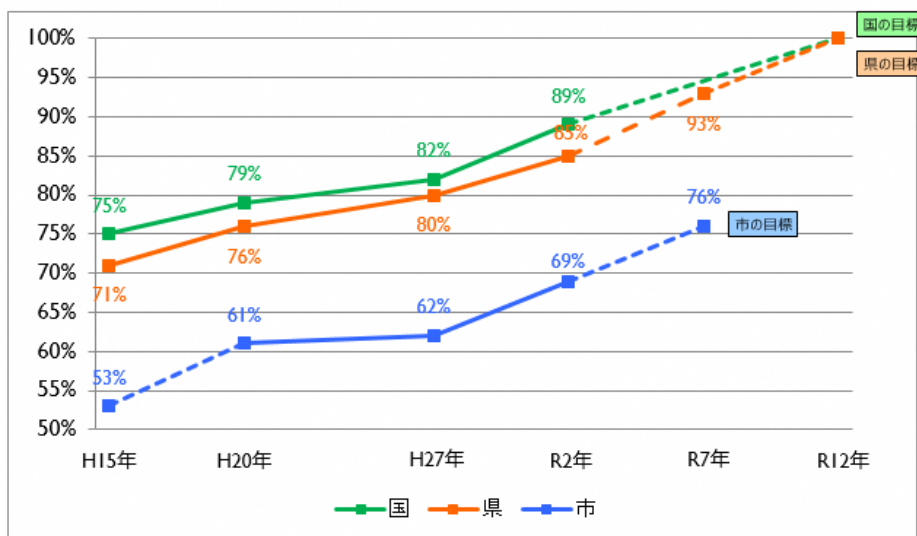


図3.1 住宅の耐震化率



※R2年の耐震化率は国・県・市とも推計値

【住宅の被害状況】

住宅の耐震化の進捗に大きな影響を与えた要因の一つとして、新設住宅着工戸数の減少に伴う住宅更新の遅れが挙げられます。

新設住宅着工戸数は、国土交通省が統計として毎月発表し、景気の動向を知る上での重要な指数の一つです。

この新設住宅着工戸数に大きく影響を与える主な要因の一つに、「人口・世帯数」が挙げられます。

国立社会保障・人口問題研究所、国勢調査結果によると、本市の人口は、昭和25年にピークに達し、その後は徐々に減少しています。

また、市内の世帯数は、県に比べて約15年早い平成12年にピークに達し、その後も減少していることから、今後徐々に減少していくものと推測されています。

図3.2 人口の推移（新潟県・佐渡市）

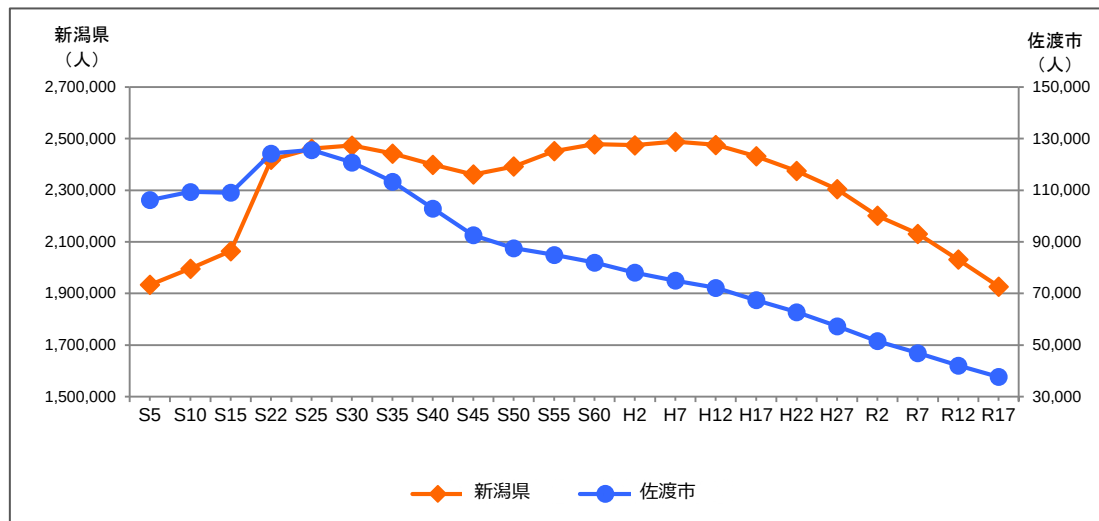
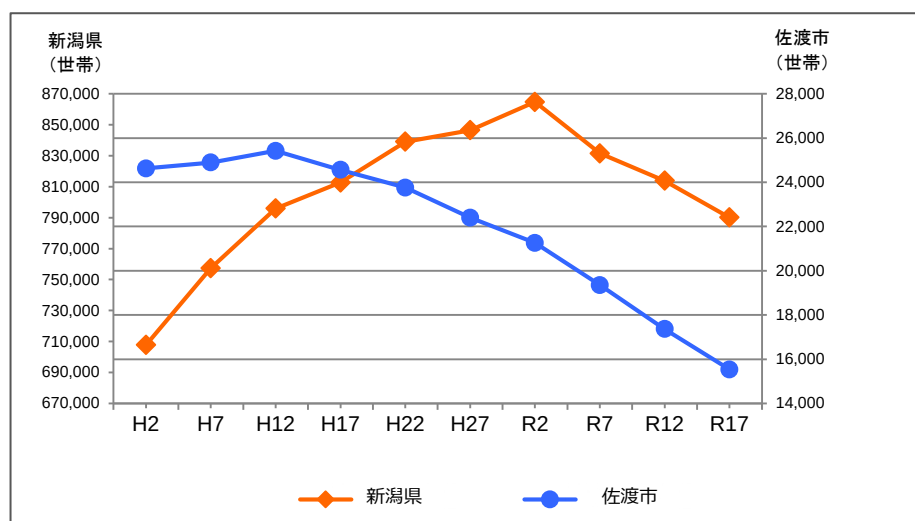
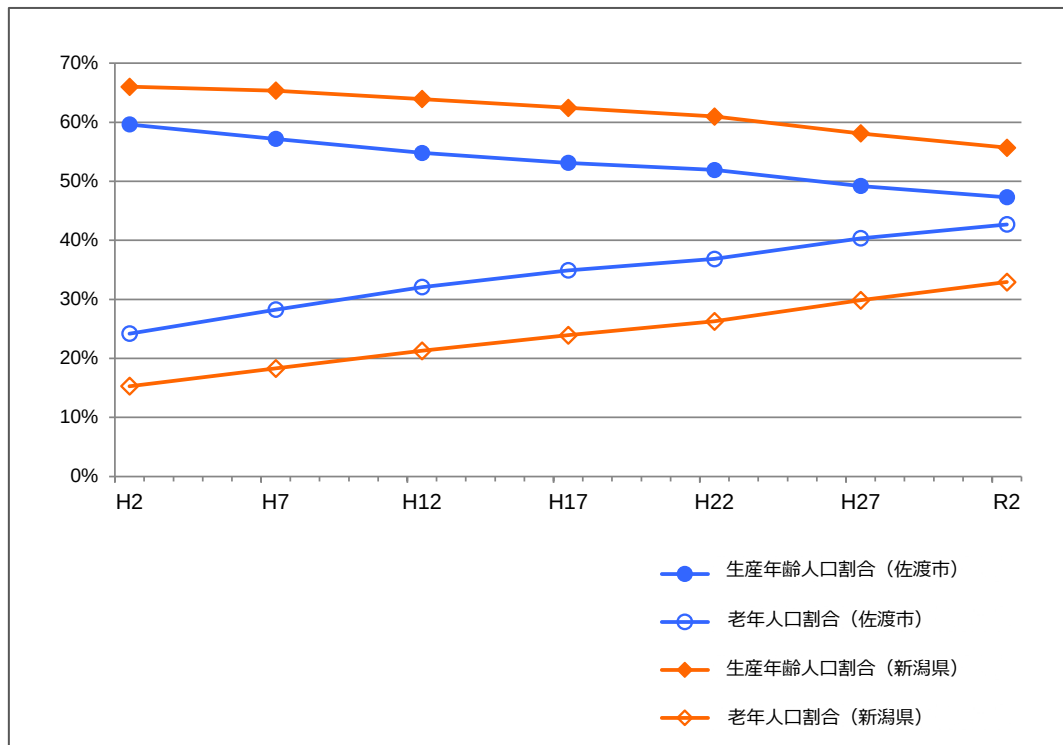


図3.3 世帯数の推移（新潟県・佐渡市）



本市における生産活動の中心となる15歳以上65歳未満が全人口に占める割合を示す生産年齢人口割合は、県と同様に減少しています。一方で、65歳以上が全人口に占める割合を示す老年人口割合は、増加しています。

図3.4 生産年齢人口と老年人口の割合（新潟県・佐渡市）



(2) 特定建築物の耐震化の目標

特定建築物は、不特定多数の人が利用することから、住宅より積極的な耐震改修の促進が重要となります。

しかしながら、市有建築物については関連計画も含めた取組みにより改善が進んでいるものの、建築時期の古い民間の特定建築物においては、リーマンショック以降新型コロナウイルス禍におけるデフレの長期化等により、耐震化が進まない状況が続いています。

このため、令和7年度末までの特定建築物の耐震化の目標については、引き続き90%として耐震化に取り組めます。

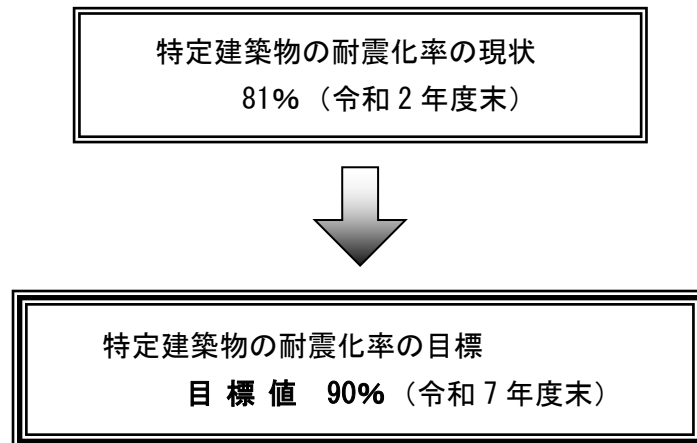
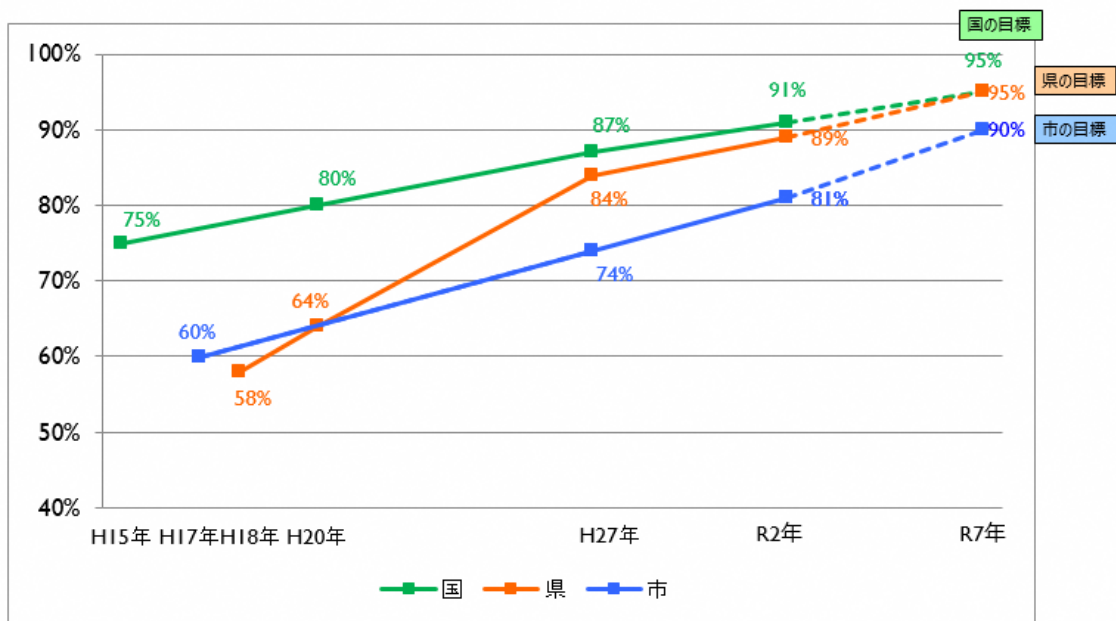


図3.5 特定建築物の耐震化率

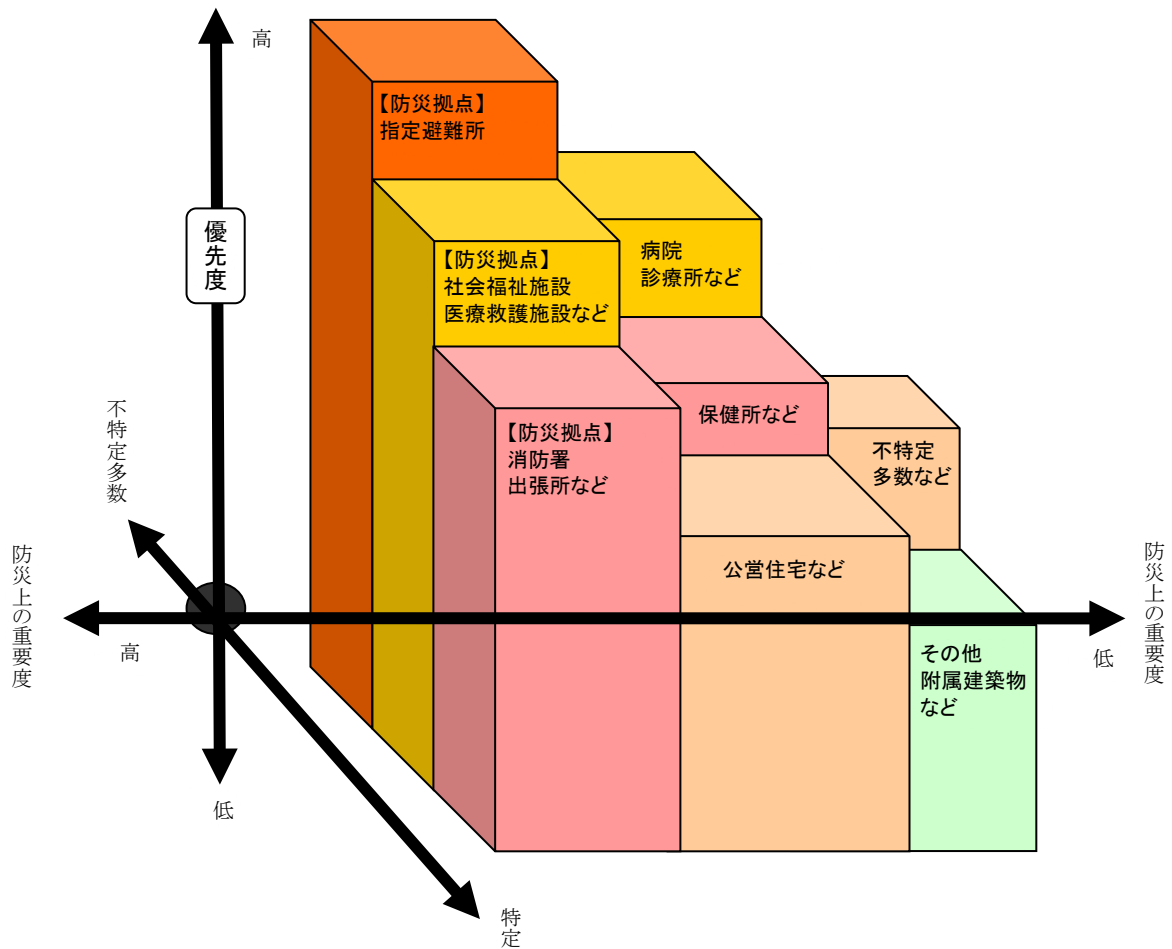


(3) 本市が所有する特定建築物の耐震化の目標

特定建築物のうち本市が所有するものについては耐震化率94%で目標値を超え、耐震化が進められてきました。

今後は、関連計画である「佐渡市公共施設等総合管理計画」に基づき耐震化を推進していきます。なお、指定避難所の一覧については、佐渡市ホームページの「佐渡市地域防災計画 資料編」に記載しています。

図 3.6 市有特定建築物耐震化の優先度のイメージ



第4章 住宅及び特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修の基本方針

(1) 自助：住宅や建築物の所有者等（以下「所有者等」という。）

住宅や建築物の耐震化の促進を図るためには、所有者等が耐震診断や耐震改修を行う「自助」が最も重要であり、この「自助」により個々の耐震化が進むことで、地震災害時に建物の倒壊等による道路閉塞を防ぎ、円滑な避難・救助活動が可能となるなど「共助」にも繋がります。

そのため、所有者等は周囲に対して「避難所」として機能できるような心がけで、自ら所有等する建物の耐震化などの地震防災対策に取り組むことが望まれます。

(2) 共助：地域

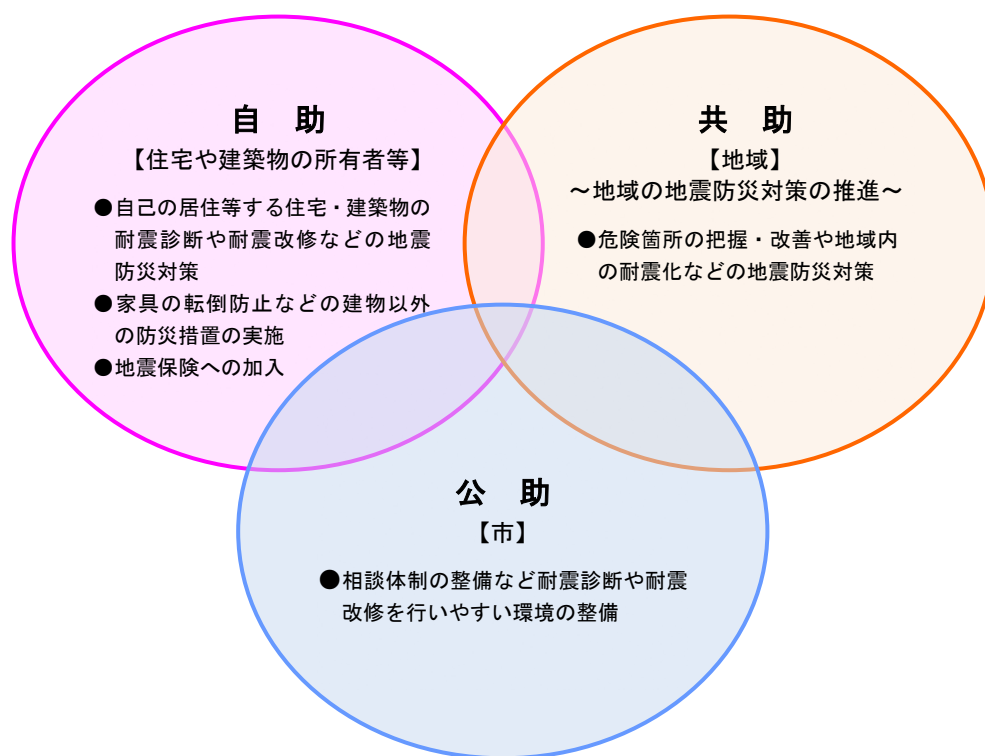
住宅や建築物の耐震化が進んだとしても、地震によるブロック塀の倒壊や火災等の二次災害によって地域全体が被災してしまう可能性もあります。

地域においては、自主防災組織等が、日頃から「みんなで安全性を高めていく」といった「共助」の精神のもと、危険箇所の把握・改善や地域内の耐震化などの地震防災対策に取り組むことが望まれます。

(3) 公助：市

市は、この「自助」と「共助」による地震防災対策が進みやすいように、関係団体とも連携を図りながら、「公助」としての耐震診断や耐震改修に関する情報の充実、相談窓口の設置などといった環境整備の促進に努めます。

図4.1 所有者、地域、市の役割分担（イメージ）



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 助成・融資制度

本市では、木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修等に要する費用について、次のような助成制度があります。

これら制度の更なる充実及び積極的な普及・周知啓発を図り、活用を促して行きます。

○ 助成制度

表 4.1 佐渡市木造住宅耐震改修工事等補助事業

内 容	補助額	補助要件等
耐震診断	耐震診断に要する費用 100,000 円限度	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造個人住宅で、2 階建て以下のもの (木造店舗・事務所等併用住宅の場合は、住居部分が過半数以上のものに限る)
耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の 1/3 以内 650,000 円限度	上記による耐震診断を実施し、上部構造評点が 1.0 に満たない場合で他の補助事業を受けていないこと

その他、独立行政法人住宅金融支援機構や日本政策投資銀行等の融資も用意されています。

【耐震基準】

耐震基準は建築基準法で定められています。建築基準法は1981年と2000年に大きな改正が行われ、1981年の改正以前の木造住宅は「旧耐震基準」、1981年～2000年の木造住宅は「新耐震基準」、2000年以降は「現行耐震基準」と呼ばれています。

築22年以上（2000年5月以前に建てられた）の住宅は、厳密には現行の基準を満たしていません。耐震診断でご自宅の耐震性能を確認することをおすすめします。

図4.2 耐震基準と耐震リフォームの必要性



出典：住宅リフォームガイドブック（令和4年度版）

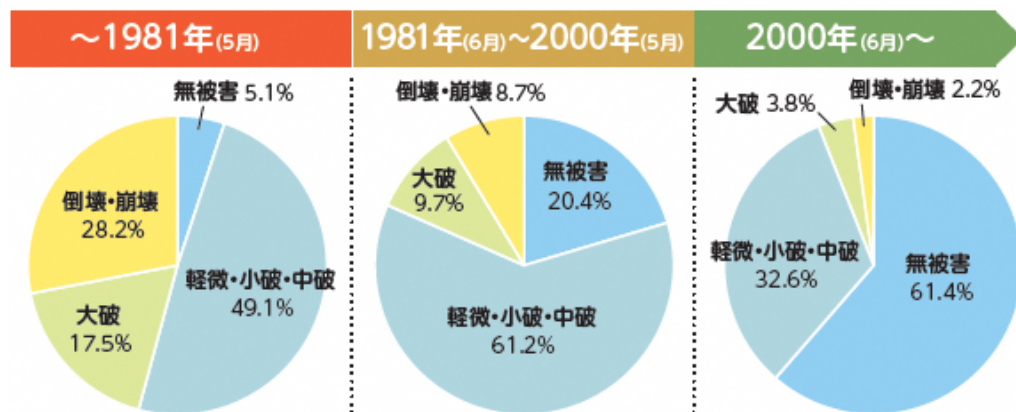
【熊本地震での被害状況】

耐震性能が低めだと、大きな地震の際に建物が破損・倒壊するリスクが高まります。

2016年の熊本地震では、木造住宅のうち、旧耐震基準の住宅は約46%、新耐震基準の住宅も約20%が倒壊・崩壊、大破などの大きな被害を受けました。

一方で、無被害の住宅は、現行耐震基準の住宅では60%以上だったのに対し、新耐震基準の住宅は約20%、旧耐震の住宅ではわずか約5%しかありませんでした。

図4.3 2016年熊本地震における木造住宅の建築年別被害状況



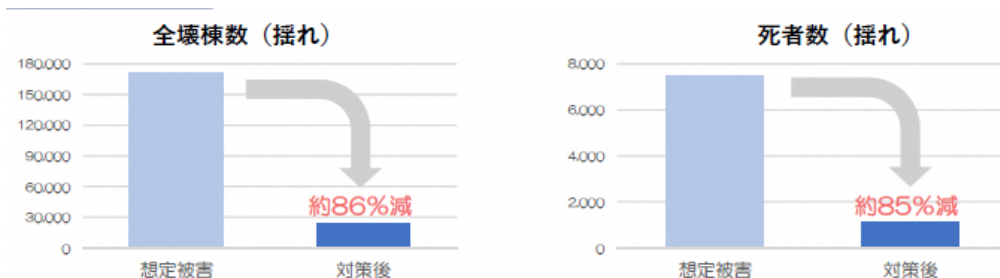
出典：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会「報告書」

出典：住宅リフォームガイドブック（令和4年度版）

【事前対策による減災効果】

揺れに弱い古い建物の耐震改修や建替えを100%行った場合、被害を大幅に減らすことができると試算されます。

図4.4 耐震化の減災効果



出典：新潟県地震被害想定調査結果報告書（令和4年3月）

(2) 税制の優遇策

現行の耐震基準に適合する改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、所得税の控除、固定資産税の減額措置が受けられます。

(3) 関係団体の連携

建築物の耐震化を促進するため、関係団体と連携を図りながら普及啓発活動の実施や技術者の育成支援など各種の取り組み（※7）に努めます。

※7 [各種の取り組み]

「新潟県耐震改修促進協議会」（平成 19 年 7 月設置）への参加

☆ 協議会の概要

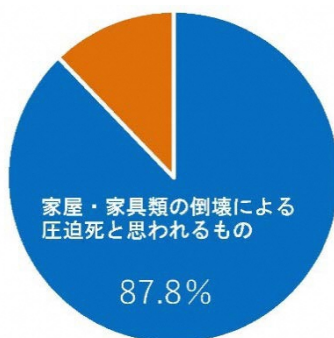
- ① 構 成：新潟県、県内市町村、目的に賛同して入会する関係団体
- ② 協議会の所掌事項
 - a 法第 5 条第 7 項に規定する市町村耐震改修促進計画の作成の支援、指導等に関する事
 - b 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事
 - c 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事
 - d その他耐震化の促進に関して必要な事項

3 その他の地震対策

(1) 家具の転倒防止

阪神・淡路大震災では、死亡原因のうち約9割が建築物の倒壊や家具の転倒等による圧死が原因とされ、中越大震災においても、負傷原因の4割強を占めていた地域がありました。地震によって大きな家具が転倒すると、家具の下敷きになったり、避難の支障となるおそれがありますので、大きな家具は、壁に固定したり寝室や扉の近くには設置しないなどの安全対策の普及啓発に努めます。

阪神淡路大震災の死亡原因



家具固定のポイント



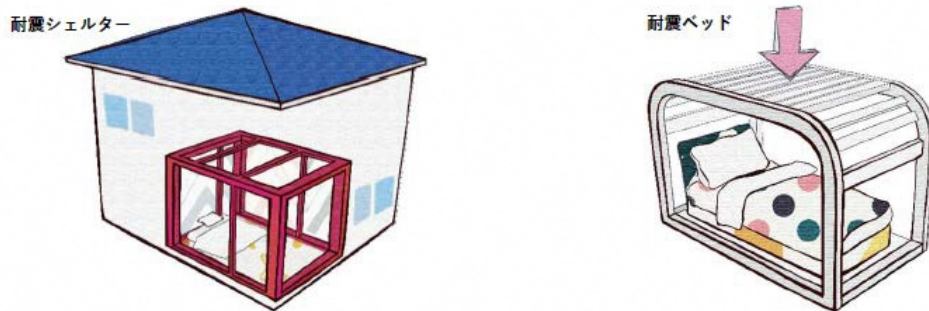
- ・ 強度のある金物などを使う
- ・ 壁には桟などの下地にビス止め
- ・ 積み重ね家具は上下も固定

出典：新潟県耐震改修促進協議会総合パンフレット

出典：兵庫県警察本部 平成7年警察白書

(2) 耐震シェルターの設置

耐震シェルター（※8）は、耐震改修に比べて安価に設置可能であり、居間や寝室等に設置することで、地震時に住宅が倒壊した場合でも耐震シェルターの周辺を含め、一定の空間を確保することが可能なため圧迫死を防ぐことができます。家具の転倒防止と併せて身近な住宅内部での地震対策として呼びかけると共に、普及啓発に努めます。



（注意）「耐震シェルター」や「耐震ベッド」には、住宅の地震に対する強度を上げる効果はありません。

※8 「耐震シェルター」

「耐震シェルター」とは、万が一住宅が倒壊しても、居住者の生命を守る一定の空間を確保することができるよう、室内に設置する避難小屋です。一般的には、耐震改修に比べて短い工期で安価に設置することが可能です。

寝室や居間などに設置する4畳半から6畳程度の「耐震シェルター」のほかに、ベッド周辺のみを保護する「耐震ベッド」などがあります。

出典：新潟県耐震改修促進協議会総合パンフレット

(3) エレベーター等の地震防止対策

平成17年の千葉県北西部地震におけるエレベーターの閉じ込め事故を契機に、設置が義務付けられた地震時管制運転装置など、地震に対する昇降機の各種安全対策について、建築物の所有者や利用者への周知等に努めます。

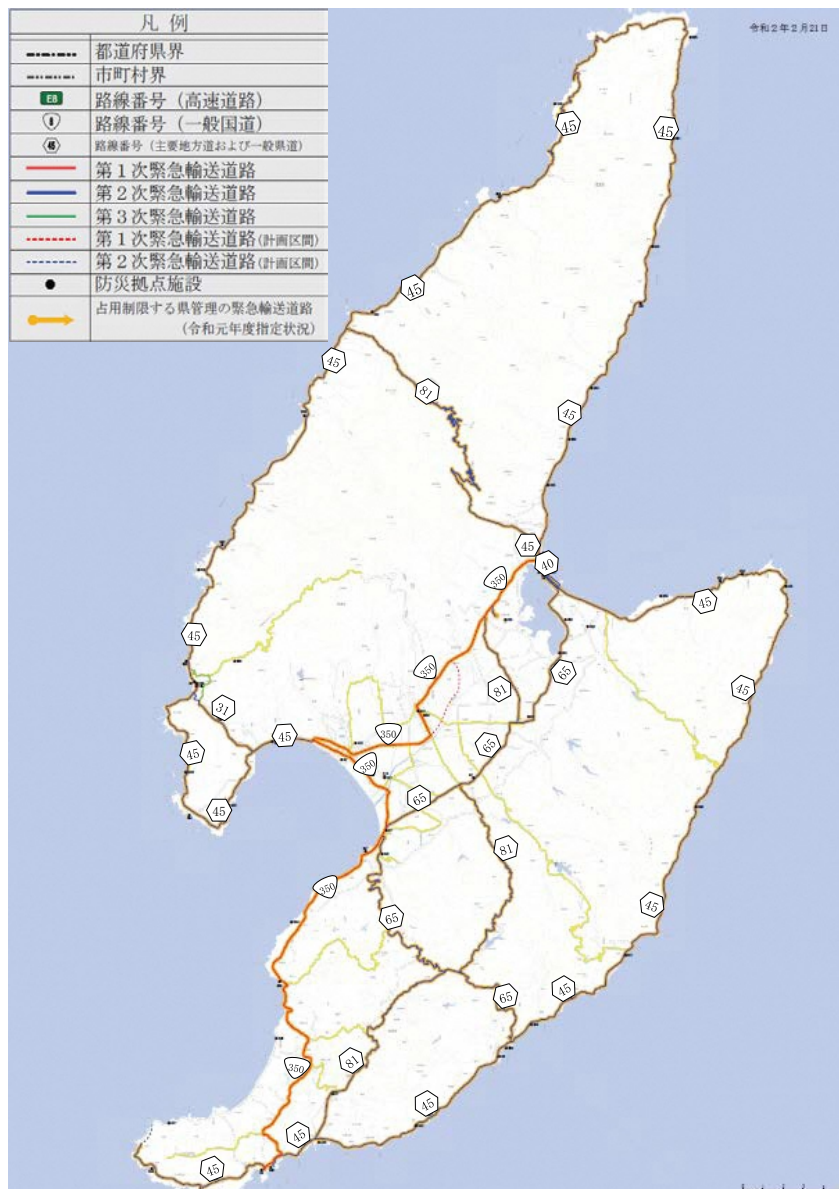
4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 緊急輸送道路

地震時には、住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実にを行うため、道路機能を確保することが非常に重要になります。

新潟県の耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき「緊急輸送道路」を新潟県地域防災計画に示す「新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき指定しています。

図4.5 緊急輸送道路



【第1次緊急輸送道路】

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港を連絡する道路

【第2次緊急輸送道路】

第1次緊急輸送道路と市町村役場、重要な防災拠点を連絡する道路

【第3次緊急輸送道路】

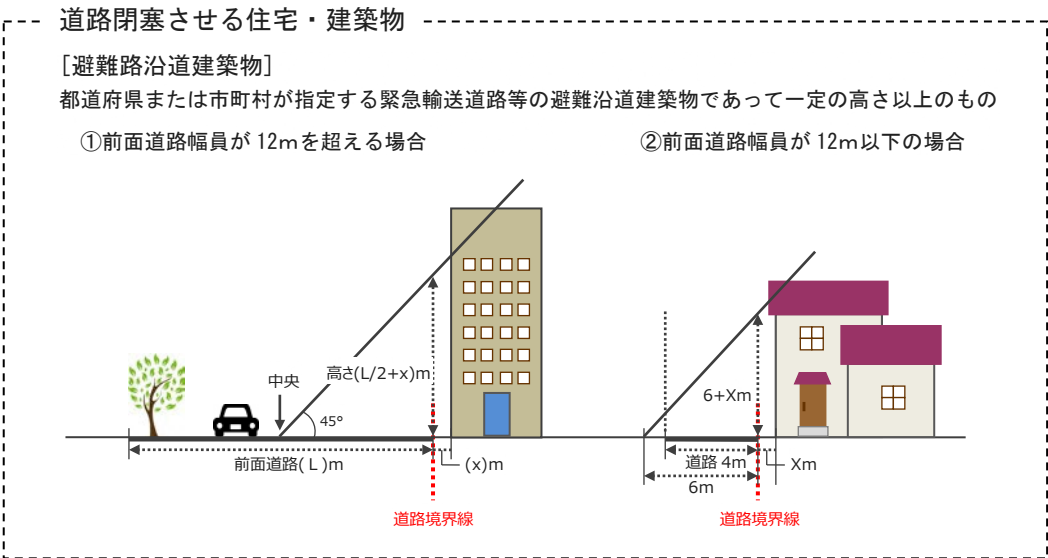
第1・2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡する道路

本市では、県で指定された緊急輸送道路のうち本市の行政区域に係る区間を「緊急輸送道路」（法第6条代3項第2号に該当する道路）として位置付けています。

図 4. 6 地震後の道路閉塞の状況



図 4. 7 避難路沿道建築物の要件



(2) 通学路等

市では、地震時において、ブロック塀の倒壊などの事故を未然に防ぐため、危険箇所の把握や注意喚起に取り組んでいる他、危険ブロック塀等における撤去等費用の一部を補助することにより、通学路等（※9）における避難者の安全確保に努めます。

○ 助成制度

表 4. 2 佐渡市危険ブロック塀撤去等事業

内 容	補助額	補助要件等
危険ブロック塀撤去等工事	対象工事に要する費用の 2/3 以内 100,000 円限度	通学路及び避難路に接して設けられ、道路からの高さが 1メートル以上のブロック塀等において、耐震診断の結果、倒壊等の危険性があると判断されたもの

※9 [通学路等]
市内小中学校において通学の用に供する経路、住宅若しくは事業所等から佐渡市地域防災計画による避難場所等へ至る経路又はこれらに準ずる経路として市長が認めたものをいいます。

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及について

建築物の耐震化を図り、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、一般市民や建築物の所有者等に対して、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震防災マップの活用

地震災害における住民の注意喚起・防災意識の高揚を図るには、地震ハザードマップの公表が効果的であり、当市独自のマップ作成に努めます。なお、避難所や津波・土砂災害等の防災ハザードマップは、ホームページで公表しています。

2 情報提供の充実

以下の取組みにより、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に努めます。

- ① 耐震診断、耐震改修に係る支援制度の紹介
- ② 関連業界への横断的な協力要請（普及・啓発）
- ③ 新潟県耐震改修促進協議会の活動を通じた地震防災教育の推進

3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

- ① 本耐震改修促進計画の概要や耐震診断・耐震改修の支援制度に関するパンフレット等の作成及びホームページへの掲載
- ② 窓口相談や防災訓練などでのパンフレットの配布
- ③ 新潟県耐震改修促進協議会が実施する住宅建築相談会や地震対策セミナーなどについての広報やポスター、パンフレット等による積極的な案内

4 町内会・自主防災組織等との連携

大規模災害発生時には、公的機関による支援とともに、地域住民による自主的かつ組織的な活動が非常に重要になります。本市では、令和4年4月1日現在、324の自主防災組織があり、自主防災組織活動カバー率（世帯数に占める組織数）は90.2%となっています。

市では、地域住民が自発的な防災活動を実施するために必要な助言・支援に努めます。

第6章 耐震診断及び耐震改修の法による指導等

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁（※10）は、すべての特定建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本市においても市内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します。また、本市では、県や県内の他の所管行政庁と指導を行うべき建築物の選定や実施の方法、公表のあり方等について、連携して検討を進めていきます。

(1) 法の定める規定

○ 指導・助言

所管行政庁は、耐震診断及び耐震改修の適格な実施のため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行います。

（法第 15 条第 1 項）

○ 指示

所管行政庁は、指導に従わなかった者のうち、不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示を行います。

（法第 15 条第 2 項）

○ 公表

所管行政庁は、指示を受けた建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。

（法第 15 条第 3 項）

※10 [所管行政庁]

建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいいます（法第 2 条第 3 項）。本市の場合、特定行政庁は、新潟県となります。

第7章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 新潟県耐震改修促進協議会への参加

本計画を実施するにあたり、県、本市以外の市町村及び関係団体等と連携し新潟県耐震改修促進協議会に参加し、耐震化を促進していきます。

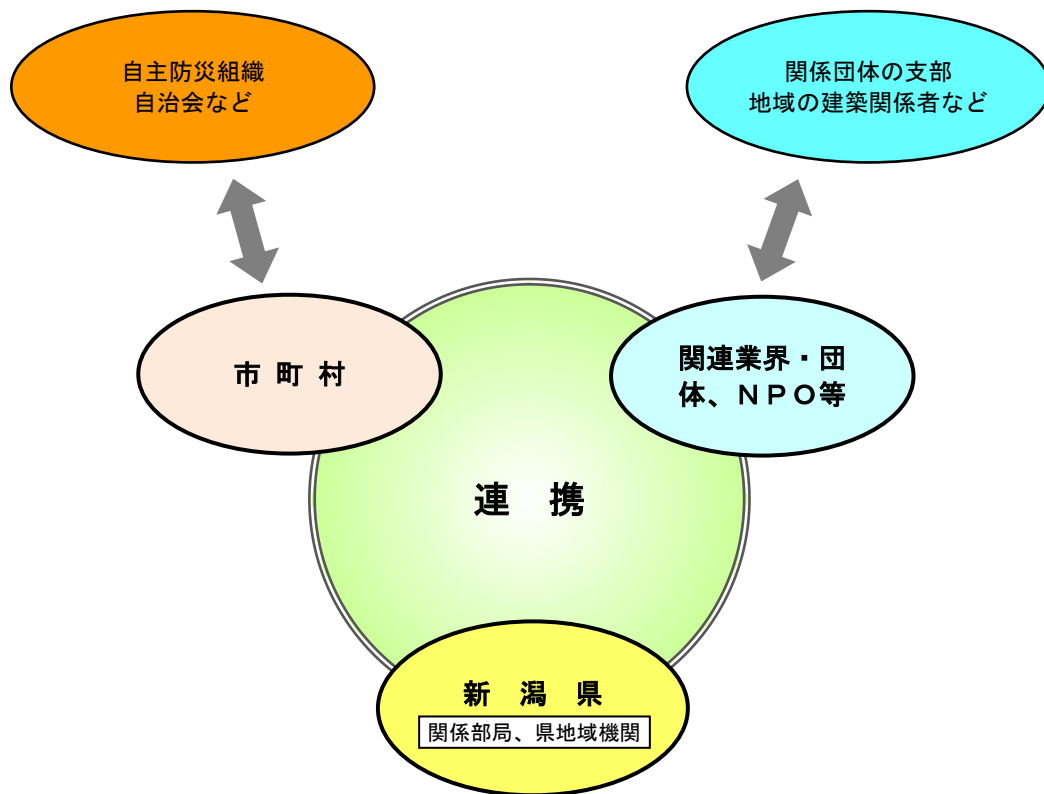


図 7.1 新潟県耐震改修促進協議会のイメージ
(県、市町村及び関連業界・団体、NPO 等が連携)

附則

次期計画が策定されるまでの間は、本計画を運用することとし、引き続き既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。

参 考 資 料

1 耐震改修の促進に関する関係法令等

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)

最終改正：平成二六年六月四日法律第五四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住

宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物につ

いて耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲

げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。) について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
- （１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- （２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条

例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。))が存する建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進

に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援

業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
 - 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
 - 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
 - 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
 - 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、そ

の法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則 (平成八年三月三十一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年十一月七日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年五月二九日法律第二〇号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五四号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

最終改正：平成二八年二月一七日政令第四三号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。次号

- において「廃棄物処理法施行令」という。) 第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)
- 十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号) 第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法(大正十年法律第七十六号) 第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号) 第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号) 第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号) 第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法(昭和三十一年法律第八十号) 第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号) 第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号) 第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るものの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四

条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）床面積の合計が二千平方メートルのもの
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第四項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
- 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。）

階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 （平成八年三月三十一日政令第八七号） 抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月一日政令第三一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（許認可等に関する経過措置）

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行

日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則 （平成十一年十一月一〇日政令第三五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二三日政令第二一〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則 （平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年一〇月九日政令第二九四号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年一二月二四日政令第四一二号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月二一日政令第一一号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年一二月一六日政令第四二一号）
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年二月一七日政令第四三号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一一月三〇日政令第三二三号）
この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

2 特定建築物の分類等

【特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）】

用 途		特定既存耐震不適格建築物 の規模要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐 震不適格建築物の規模要件 （法第15条）	要緊急安全確認大規模建築 物の規模要件（附則第3条）
学校	小学校、中学校、中等教育 学校の前期課程若しくは 特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
提示場				
卸売市場				
百貨店、マーケット その他物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る） 寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類する もの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センター その他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これ らに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業 を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の 用途に供する建築物を除く）				
車輛の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物 で旅客の乗降又は用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自 転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに 類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危 険物を貯蔵又は処理するす べての建築物	500㎡以上
避難路線道建築物		耐震改修等促進計画で指定 する避難路の沿道建築物で あって、全面道路幅1／2超の 高さの建築物（道路幅員が12 m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定す る重要な避難路の沿道建築 物であって、前面道路幅員の 1/2超の高さの建築物（道路 幅員が12m以下の場合は6m 超）
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定す る大規模な地震が発生した 場合においてその利用を確 保することが公益上必要な 、病院、官公署、災害応急対策 に必要な施設等の建築物

【特定建築物となる危険物の数量一覧】

危険物の種類	耐震改修促進法での規模用件
①火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火薬 リ 導爆線 ス 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10t 5t 50 万個 500 万個 50 万個 5 万個 5 万個 5 万個 500km 500km 5 万個 2t 2t 10t 5t
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第 3 の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m ³
④マッチ	300 マッチトン
⑤可燃性のガス	2 万 m ³
⑥圧縮ガス	20 万 m ³
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20t 劇物 200t

3 建築物の安全性に関する認定制度

平成25年の耐震改修促進法の改正に伴い、建築物の所有者が地震に対する安全性が確保されている旨を所管行政庁に申請し、一定の基準に適合していることが確認された場合には、その旨の認定を受けることができる「建築物の地震に対する安全性に係る認定制度」(※)が創設されました。

図 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度

	
基準適合認定建築物	
この建物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。	
建築物の名称	〇〇マンション
建築物の位置	佐渡市××
認定番号	□□□□□
認定年月日	□□□□□
認定者	□□□□□

※ [建築物の地震に対する安全性に係る認定制度]

建築時期や規模用途を問わず全ての建築物を対象としたもので、建築物に表示するかどうかはあくまでも所有者の任意となっています。